

令和5年 第3回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和5年3月28日(火) 午後2時～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認 塩谷委員、石田委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 令和4年度準要保護児童生徒の認定について
- (3) 令和5年度準要保護児童生徒の認定について
- (4) 通級指導教室の指導終了及び継続希望について
- (5) 社会教育課事業について
- (6) 図書館事業について

5 議 事

- 議案第10号 三朝町教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について
- 議案第11号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について
- 議案第12号 三朝町人権教育推進員設置規則の一部改正について
- 議案第13号 三朝町立三朝中学校部活動指導員に関する規則の設定について
- 議案第14号 三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱の設定について
- 議案第15号 令和5年度三朝町学校運営協議会委員の任命について
- 議案第16号 町立みささ図書館協議会委員の任命について
- 議案第17号 三朝町心の教室相談員の任命について
- 議案第18号 三朝町スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第19号 令和5年度小中学校校医等の委嘱について
- 議案第20号 令和5年度小中学校職員等の配置について
- 議案第21号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について
- 議案第22号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和5年4月 日() : ～ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

① 関連事業スケジュール

月日	時間	内容	備考
【3月】			
3月2日 (水)	9:00-	校長会	
3月4日 (土)	～5日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月6日 (月)	～20日	三朝町3月定例議会	
3月7日 (火)	～8日	県立高校一般入試	
3月9日 (木)	14:00-	教育委員会臨時会	
	14:30-	臨時校長会	
3月10日 (金)	9:30-	中学校卒業式 53名	文化ホール
		令和4年度末教職員人事学校長内示	
3月15日 (水)		鳥取ヴァイオリン製作学校卒業式	
3月16日 (木)		県立高校一般入試合格発表	
3月17日 (金)	9:30-	小学校卒業式 49名	小学校
3月22日 (水)	16:00-	ラマルー小中学生とのオンライン交流	中学校
3月23日 (木)	10:00-	中部子ども支援センター修了式	
3月24日 (金)		小中学校修了式	
3月28日 (火)	13:30-	教育委員会定例会	
【4月】			
4月3日 (月)	9:00-	年度始め式	
4月4日 (火)	15:45-	三朝小中学校転入教職員等着任式	
4月7日 (水)	13:00-	校長会	
4月10日 (月)		小学校始業式	
	～14日	ふれあい運動	
4月11日 (火)		中学校始業式	
		小中学校入学式 (午前：小学校、午後：中学校)	
4月17日 (月)	14:00-	県市町村教育行政連絡協議会	白兔会館
		中部スクラム教育連絡協議会	
4月18日 (火)		全国学力・学習状況調査	
4月21日 (金)		中学校PTA総会	
4月24日 (月)		小学校PTA総会	
4月25日 (火)	～26日	春の区長会	
4月26日 (水)	～27日	小学校6年修学旅行	広島

・とっとり学力・学習状況調査 中学校5月8日、小学校5月9日

- ・ 中学校 2 年トライワーク 5 月 9 日～12 日
- ・ 中学校 3 年修学旅行（東京） 5 月10日～12 日
- ・ 中学校 1 年三徳山登山 5 月11日～12 日
- ・ 小学校運動会 5 月20 日
- ・ 小学校 5 年船上山宿泊学習 6 月 1 日～ 2 日

② 三朝小学校施設整備について

③ 新型コロナウイルス感染症について

報告事項(2)

令和4年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和4年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(3)

令和5年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和5年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(4)

通級指導教室の指導終了及び継続希望について

次のとおり通級指導教室の指導終了及び継続希望について、三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱(平成24年教委告示第39号)第6条の規定に基づき、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

(通級の終了)

第6条 在籍学校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、設置学校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなつたと判断するときは、教育委員会に対して通級指導終了書(様式第5号)とともに、保護者へ通級指導終了通知書(様式第6号)を提出するものとする。

報告事項(5)

【社会教育課】 令和5年3月～4月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
3月 5日	日	9:30	鳥取県スポーツ推進委員研究大会	湯梨浜町	実技研修
3月 7日	火	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
		18:30	第3回社会教育委員会	役場	
3月 8日	水	19:00	第2回人権教育協力員会議	役場	
3月11日	土	10:00	三朝町表彰及び三朝町教育委員会表彰表彰式	役場	
		13:30	三徳学講座「中世宗教史研究と三徳山」	ブランナールみささ	
3月14日	火	13:30	第5回小中学校合同学校運営協議会	役場	
		16:00	第2回人推協幹事会	役場	
		19:00	スポーツ推進委員定例会	役場	
3月16日	木	18:30	町体育協会役員会	役場	
3月18日	土	9:00	みささ青空体験塾閉塾式	文化ホール	
3月22日	水	9:00	三朝大学検討会	役場	
3月28日	火	19:00	町体育協会理事会	文化ホール	

4月 7日	金	15:00	第1回小中学校合同学校運営協議会	役場	
4月10日	月	15:30	東伯郡体育協会理事会	湯梨浜町	
4月11日	火	18:30	スポーツ推進員定例会・辞令交付	役場	
4月12日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
4月13日	木	19:00	町スポーツ少年団総会	役場	
4月15日	土	16:00	みささ青空体験塾開塾式	文化ホール	
4月16日	日	9:00	町スポーツ少年団結団式	スポセン	
4月19日	水	19:00	町体育協会総会	役場	
4月23日	日	13:30	三徳山御幸行列三朝温泉大回り	三朝温泉街	

◆ 4月23日～5月 4日 日本遺産ウィーク

西暦	月
2023	4

みささ図書館月間スケジュール 4月

	行 事	備 考
1日 (土)		
2日 (日)		
3日 (月)	休館日	
4日 (火)	移動図書館	なの花
5日 (水)	移動図書館	バイオリン美術館・片柴 (三徳センター)
6日 (木)	移動図書館	賀茂保育園・支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内
7日 (金)		
8日 (土)	みささ英語村	文化ホール
9日 (日)		
10日 (月)	休館日	
11日 (火)		
12日 (水)	(予定) 学校・県立・町立図書館担当者連絡会 移動図書館	三朝小学校 三朝・レスポール・西学童 (読み聞かせ) 相互貸借集配 (県立図書館)
13日 (木)	移動図書館	竹田公・加谷・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
14日 (金)		
15日 (土)		
16日 (日)		
17日 (月)	休館日	
18日 (火)		
19日 (水)	移動図書館	竹田保・上西谷・JA竹田
20日 (木)	移動図書館	こども園・神倉・山田 (温泉病院)
21日 (金)		
22日 (土)	みささ英語村	文化ホール
23日 (日)		
24日 (月)	休館日	
25日 (火)	移動図書館	下西谷・田代
26日 (水)		西学童 (読み聞かせ) 三朝中学校 図書委員 選書 相互貸借集配 (県立図書館)
27日 (木)	休館日 (最終木曜日) 職員打合せ会	三朝中学校 配本
28日 (金)		
29日 (土)	祝日：昭和の日	
30日 (日)		

《4月の特集・イベント》

- (展示) 世界自閉症啓発デー (4月2日) パネル展示 (3/31~4/17)
西田醇さん、典世さんご夫妻 淡彩画・絵手紙展示 (4/19~5/25)
(絵本) 入園、入学特集・春の特集 (3/4~)
(一般) 本屋大賞ノミネート 作品展示 (3/5~)
ヨシタケシンスケ展応援特設展示 (3/5~4/27)

《3月の実績》

- 令和4年度多読表彰 一般の部 (高校生以上) 20名、子どもの部 (0歳~中学生) 20名
(展示) 町制70周年記念展示 (3/10~3/29)
(絵本) 冬の特集 (11/24~3/3) ... 164冊展示 (貸出冊数 延べ255冊)
ひなまつり特集 (2/7~3/4) ... 26冊展示 (貸出冊数 延べ20冊)
(一般) 直木賞・芥川賞受賞作 (過去受賞作) 展示 (1/20~3/4)
... 10冊展示 (貸出冊数 延べ14冊)
ニャンニャンの日猫の本の展示 (2/17~3/8) ... 46冊展示 (貸出冊数 延べ20冊)

議案第 10 号

三朝町教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

本規則において、傍聴に関し不合理な制限が設けられているため、当該制限部分を削除する改正を行う。

【改正の概要】

傍聴の禁止条文にある「精神に異常があると認められる者」について削除する。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会規則第 1 号

三朝町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則

三朝町教育委員会会議傍聴人規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（傍聴の禁止） 第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許されない。 <u>（1）</u> 略 <u>（2）</u> 略 <u>（3）</u> 略	（傍聴の禁止） 第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許されない。 <u>（1） 精神に異常があると認められる者</u> <u>（2）</u> 略 <u>（3）</u> 略 <u>（4）</u> 略

附 則

この規則は、令和5年 月 日から施行する。

議案第 11 号

三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

次のとおり三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 28 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

令和 5 年度から小中学校等に研修主事の職を置くことができるようになることに伴い、当該部分を改正する。

【改正の概要】

学校に置くことができる教務主任等の職に研修主事を追加する。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会規則第2号

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（教務主任等） 第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、人権教育主任、<u>研修主事及び司書教諭</u>（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。 2～5 略 <u>6 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> 略	（教務主任等） 第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、人権教育主任及び司書教諭（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。 2～5 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 12 号

三朝町人権教育推進員設置規則の一部改正について

次のとおり三朝町人権教育推進員設置規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

人権教育推進員の設置当初は週 30 時間の勤務を規定していたが、平成 17 年に当時の人権教育推進員が心の教室相談員と兼務になった際に週 18 時間となり、兼務が解消された以降も勤務時間は改正されることがなく現在に至っている。

人権教育推進員による人権教育の一層の推進を図るため、設置当初の規定の 30 時間まで勤務ができるように改正を行う。

【改正の概要】

勤務時間についておおむね週 18 時間から 30 時間までとする。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会規則第3号

三朝町人権教育推進員設置規則の一部を改正する規則

三朝町人権教育推進員設置規則（平成10年三朝町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤務時間) 第4条 推進員の勤務時間は、おおむね週に<u>18時間から30時間までとする。</u>	(勤務) 第4条 推進員は、おおむね週に<u>18時間勤務しなければならない。</u>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 13 号

三朝町立三朝中学校部活動指導員に関する規則の設定について

次のとおり三朝町立三朝中学校部活動指導員に関する規則を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【規則の趣旨】

町立三朝中学校における部活動の指導体制の充実を図ることにより、生徒の心身の発達に資するため、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 78 条の 2 に規定する部活動指導員を設置することに関し、必要な事項を定める。

【規則の概要】

部活動指導員の職務、身分、任期、服務、勤務日、勤務時間、報酬等を定める。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会規則第4号

三朝町立三朝中学校部活動指導員に関する規則を次のように定める。

三朝町立三朝中学校部活動指導員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三朝町立三朝中学校（以下「学校」という。）における部活動の指導体制の充実を図ることにより、生徒の心身の発達に資するため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動（以下「部活動」という。）において、学校長（以下「校長」という。）の監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全、障害予防等に関する知識及び技能の指導
- (3) 学校外での活動(大会、練習試合等)の引率
- (4) 用具及び施設の点検、管理等
- (5) 部活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間、月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) 前各号に掲げるもののほか、校長が特に必要と認めるもの

2 指導員が置かれる場合であっても、教頭、教諭、助教諭及び講師（以下「教員等」という。）は、前項の職務を行うことができる。

3 校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる。

4 校長は、教員等の顧問を置かず指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教員等を指定し、第1項第7号から第10号までに掲げる職務を命じるものとする。

5 指導員は、部活動の顧問である教員等及び部活動を担当する教員等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行い、連携を十分に図ることとする。

(身分)

第3条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任命)

第4条 指導員は、指導するスポーツ、文化活動等における専門的な知識及び技能並びに学校教育に対する十分な理解を有する者のうちから、校長の推薦により、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

2 前項の規定による推薦は、部活動指導員推薦書（様式第1号）を教育委員会に提出することにより行うものとする。

(任期)

第5条 指導員の任用期間は、任命の日から当該年度の3月31日までとする。

2 指導員は、再任することができる。

(服務)

第6条 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、法令及び条例並びに教育委員会の規則及び規程に従い、かつ、校長の監督を受けて、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけ、又は生徒及び保護者等（以下「生徒等」という。）の信頼を失うような行為をしてはならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 指導員は、やむを得ない理由により職務に従事できないときは、あらかじめ校長に連絡しなければならない。

5 指導員は、病気又は事故により職務に従事できないときは、校長に届け出なければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 指導員の勤務時間は、年230時間程度とする。

2 指導員の1日の勤務時間は、平日は2時間、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間を超えない範囲において、校長がこれを定める。ただし、特別な事情がある場合は、指導員の勤務時間を延長することができる。

3 指導員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が行う。

(適切な練習時間及び休養日の設定)

第8条 指導員は、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が示した「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月4日付第201800233517号通知）及び「三朝町部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月20日付発教第245号通知）及び学校が示した部活動方針を踏まえ、練習時間及び休養日を適切に設定しなければならない。

(研修)

第9条 指導員は、その職務を行う上で必要な知識及び技術の修得のため、教育委員会が指定する研修会に年1回以上参加するものとする。

(解職)

第10条 指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会はこれを解職することができる。

(1) 生徒の人格を傷つける言動及び体罰等を行ったとき。

(2) 生徒等の信用を損なうような行為を行ったとき。

(3) 第6条の規定に違反したとき。

(4) 前3号に規定する場合のほか、その職に必要な適性を欠くとき。

(5) 教育委員会が、指導員の任用の必要がなくなつたと認めたとき。

(6) 予算の減額その他教育委員会の事情により、指導員の任用を継続することが困難となったとき。

(指導計画及び勤務実績の報告)

第11条 校長は、指導員の月次指導計画を、部活動指導員月次指導計画書（様式第2号）により、当該月の前月25日までに（指導員を任用した月の場合は任用後速やかに）教育委員会に提出するものとする。

2 指導員は、毎月の勤務終了後、直ちに部活動指導員月次勤務実績報告書（指導員用）（様式第3号）を校長に提出するものとする。

3 校長は、前項の報告書を受領後、部活動指導員月次勤務実績報告書（学校用）（様式第4号）を当該月の翌月5日までに教育委員会に提出するものとする。

4 校長は、指導員の活用実績を、部活動指導員活用実績報告書（様式第5号）により指導員の活用終了後速やかに教育委員会に提出するものとする。

（報酬等）

第12条 指導員の報酬、手当及び費用弁償については、三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三朝町条例第8号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

（災害補償）

第13条 指導員の公務上又は通勤による災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

三朝町教育委員会教育長 様

学校名 三朝町立三朝中学校

校長名 ⑩

部活動指導員 推薦書

このことについて、部活動の安全かつ充実した活動を図るため、本人同意の上、下記のとおり部活動指導員に推薦いたします。

記

ふりがな 氏 名			(男・女)
生年月日	年 月 日生		(満 歳)
現住所			
勤務先 (学生の場合は学校名)			
連絡先電話番号	自宅		
	緊急		
指導を行う種目等の主な経歴 ・競技歴 ・指導歴 等			

年 月 日

三朝町教育委員会教育長 様

学校名 三朝町立三朝中学校
校長名 ⑩

部活動指導員月次指導計画書

当該部活動指導員の勤務実績については、下記のとおりです。

記

部活動指導員 氏名							
勤 務 期 間							
日	勤務場所	活動内容	勤務時間				
			開始	～	終了	(休憩)	日計
1				～			
2				～			
3				～			
4				～			
5				～			
6				～			
7				～			
8				～			
9				～			
10				～			
11				～			
12				～			
13				～			
14				～			
15				～			
16				～			
17				～			
18				～			
19				～			
20				～			
21				～			
22				～			
23				～			
24				～			
25				～			
26				～			
27				～			
28				～			
29				～			
30				～			
31				～			
						月 計	0:00

年 月 日

三朝町立三朝中学校長 様

部活動指導員

氏名

⑩

部活動指導員月次勤務実績報告書（指導員用）

月の勤務実績については、下記のとおりです。

記

部活動指導員 氏名							
勤 務 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日					
日	勤務場所	活動内容	勤務時間				
			開始	～	終了	(休憩)	日計
1				～			
2				～			
3				～			
4				～			
5				～			
6				～			
7				～			
8				～			
9				～			
10				～			
11				～			
12				～			
13				～			
14				～			
15				～			
16				～			
17				～			
18				～			
19				～			
20				～			
21				～			
22				～			
23				～			
24				～			
25				～			
26				～			
27				～			
28				～			
29				～			
30				～			
31				～			
			月 計				

年 月 日

三朝町教育委員会教育長 様

学校名 三朝町立三朝中学校
校長名 ⑩

部活動指導員月次勤務実績報告書

当該部活動指導員の勤務実績については、下記のとおりです。

記

部活動指導員 氏名							
勤 務 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日					
日	勤務場所	活動内容	勤務時間				
			開始	～	終了	(休憩)	日計
1				～			
2				～			
3				～			
4				～			
5				～			
6				～			
7				～			
8				～			
9				～			
10				～			
11				～			
12				～			
13				～			
14				～			
15				～			
16				～			
17				～			
18				～			
19				～			
20				～			
21				～			
22				～			
23				～			
24				～			
25				～			
26				～			
27				～			
28				～			
29				～			
30				～			
31				～			
						月 計	

年 月 日

三朝町教育委員会教育長 様

学校名 三朝町立三朝中学校

校長名 印

部活動指導員活用実績報告書

このことについて、下記のとおり活用実績を報告いたします。

記

1 「部活動指導員」氏名等

氏名	生年月日・性別	住所
	年 月 日生 (歳) 男 ・ 女	

* 年齢は、活用終了日現在

2 「部活動指導員」活用の状況

(1) 業務の実績

業務日数	日	時間

(2) 主な業務内容

(3) 学校における効果

* 数的な成果も含めて

(4) 教員の負担軽減、部活動以外の業務への専念に関する効果

* 数的な成果も含めて

議案第 14 号

三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱の設定について

次のとおり三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【要綱の趣旨】

国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議(スポーツ庁)」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議(文化庁)」の提言等を踏まえ、三朝町立三朝中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、三朝町部活動地域移行検討委員会の設置に関し、必要な事項を定める。

【要綱の概要】

検討委員会の所掌事務、組織、任期等を定める。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会訓令第2号

三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱を次のように定める。

三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議（スポーツ庁）」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」の提言等を踏まえ、三朝町立中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と教職員の働き方改革の実現を図る観点から、同校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、三朝町部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、部活動の段階的な地域移行に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒及び教職員、保護者、各種団体等への調査に関すること。
- (4) 教職員の部活動指導の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校の代表者
- (3) 小中学生の保護者
- (4) 中学校部活動担当教諭
- (5) スポーツ少年団の代表者
- (6) 体育協会の代表者
- (7) スポーツ推進委員
- (8) その他、教育長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬の支給及び費用弁償は、支給しない。

(会議)

第7条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議案第 15 号

令和 5 年度三朝町学校運営協議会委員の任命について

次のとおり令和 5 年度三朝町学校運営協議会委員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

- 1 令和 5 年度三朝町学校運営協議会委員
別紙のとおり
- 2 任 期
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町学校運営協議会規則
（委員の任命）

第 8 条 協議会は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、教育委員会が任命する。

(別添)

令和5年度 学校運営協議会委員名簿

	三 朝 小 学 校	三 朝 中 学 校
1	上 間 菜 緒 (PTA代表)	山 崎 千 代 子 (PTA代表)
2	朝 倉 聡 (小鹿地域協議会長)	朝 倉 聡 (小鹿地域協議会長)
3	清 水 成 眞 (三徳地域協議会長)	清 水 成 眞 (三徳地域協議会長)
4	中 松 豊 (みささ村地域協議会長)	中 松 豊 (みささ村地域協議会長)
5	山 崎 一 彰 (賀茂地域協議会長)	山 崎 一 彰 (賀茂地域協議会長)
6	徳 田 修 一 郎 (高勢地域協議会長)	徳 田 修 一 郎 (高勢地域協議会長)
7	高 見 昌 利 (竹田地域協議会長)	高 見 昌 利 (竹田地域協議会長)
8	菊 留 幹 雄 (みささ青空体験塾副塾長)	布 廣 寛 (社会教育委員)
9	松 原 万 里 子 (主任児童委員)	武 部 護 (体育文化振興会長)
10	岡 本 勇 人 (三朝中学校長)	有 間 昭 人 (人権擁護委員)
11	山 涌 加 代 子 (園長会代表)	藤 井 俊 子 (元教育委員)
12	松 浦 靖 明 (地域推薦)	重 信 典 章 (前PTA会長)
13	(三朝小学校長)	(三朝小学校長)
14	平 井 尚 (三朝小学校教頭)	松 浦 靖 明 (地域推薦)
15		岡 本 勇 人 (三朝中学校長)
16		尾 崎 徹 (三朝中学校教頭)

議案第 16 号

町立みささ図書館協議会委員の任命について

次のとおり町立みささ図書館協議会委員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 町立みささ図書館協議会委員

別紙のとおり

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例

（協議会の設置等）

第 5 条 図書館に、町立みささ図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1） 学校教育及び社会教育の関係者

（2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3） 学識経験者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別紙（議案第 16 号関係）

1 町立みささ図書館協議会委員名簿

氏 名	所属・職名	備 考
岡 本 勇 人	三朝中学校 校長	町立学校図書館の代表（中学校）
_____	三朝小学校 校長	町立学校図書館の代表（小学校）
山 浦 加 代 子	みささこども園 園長	保育所・こども園代表
河 中 丈 正	三朝小学校 P T A 会長	小学校 P T A 会長
西 田 和 恵	三朝町老人クラブ連合会 代表	社会教育関係団体の代表者
山 本 聖 子	三朝町社会教育委員会 委員	学識経験者（社会教育委員）
吉 田 弘 幸	町立みささ図書館 元館長	学識経験者（図書館長経験者）
西 田 醇	三朝町教育委員会 元委員	学識経験者（教育委員経験者）
福 田 茂 樹	三朝町商工会 役員	図書館利用者
布 廣 泰 恵	三朝町立保育園 元園長	図書館利用者

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 17 号

三朝町心の教室相談員の任命について

次のとおり三朝町心の教室相談員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

- 1 氏 名 松浦 千津子（ まつうら ちずこ ）
- 2 任 期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町心の教室相談員設置規則
（任命）

第 3 条 相談員は、三朝町教育委員会が任命する。

議案第 18 号

三朝町スポーツ推進委員の委嘱について

次のとおり三朝町スポーツ推進委員を委嘱することについて、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 三朝町スポーツ推進委員

別紙のとおり

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町スポーツ推進委員に関する規則

（定数）

第 3 条 委員の定数は、12 人とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行う。

別紙（議案第 18 号関係）

1 三朝町スポーツ推進委員名簿

氏 名	選出区分	備 考
山 下 勇	学識経験	再任（昭和 59 年 4 月 1 日から）
米 田 愛 子	学識経験	再任（昭和 62 年 4 月 1 日から）
森 正 広	学識経験	再任（平成 17 年 4 月 1 日から）
河 口 泰 子	学識経験	再任（平成 29 年 6 月 1 日から）
福 井 智 彦	学識経験	新任
松 田 香 織	学識経験	新任
吉 田 薫	小鹿地域協議会	再任（令和 3 年 4 月 1 日から）
長 安 雅 文	三徳地域協議会	新任
清 水 裕 弘	みささ村地域協議会	再任（平成 29 年 4 月 1 日から）
河 原 弘 明	高勢地域協議会	再任（令和 3 年 4 月 1 日から）
吉 田 治	賀茂地域協議会	再任（平成 25 年 4 月 1 日から）
中 原 正 樹	竹田地域協議会	再任（平成 31 年 4 月 1 日から）

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 19 号

令和 5 年度小中学校校医等の委嘱について

次のとおり令和 5 年度小中学校校医等の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 令和 5 年度小中学校校医等の委嘱先

種 別	担 当	氏 名	医院等名称	所在地
校医	三朝小学校	松田 隆	まつだ小児科医院	倉吉市新町 3 丁目 1178-3
	三朝中学校	吉水 信明	吉水医院	三朝町本泉 419-1
歯科医	三朝小学校	明島 淳吾	あけしま歯科医院	倉吉市幸町 507-20
	三朝中学校	伊達岡陽一	ララ歯科クリニック	三朝町大瀬 1076-4
薬剤師	三朝小学校	杉谷 崇仁	みどり薬局	倉吉市東昭和町 33-1
	三朝中学校	江波 正英	すばる薬局	三朝町山田 677-5
校医（耳鼻科）	三朝小学校	橋本 好充	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
校医（眼科）	三朝小学校 三朝中学校	松井 寛	まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町 2-143

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町立小・中学校管理規則

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第 24 条 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

議案第 20 号

令和 5 年度小中学校職員等の配置について

次のとおり令和 5 年度小中学校職員等の配置をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 21 号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 22 号

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。